



2026 年 10 月 26 日

各位

会 社 名 北浜キャピタルパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 平岡 佳明
(コード番号：2134 東証スタンダード)
問 合 先 取締役 管理本部長 柏木 剛
(TEL. 06-6226-7581)
U R L <https://kitahamabank.co.jp/>

連結子会社の持分の一部譲渡及び共同事業に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が三重県伊賀市で推進する AI データセンター事業について、POWER ENERGY (THAILAND) COMPANY LIMITED (本社：タイ王国サラブリー県、以下「PE」といいます。) 及びその日本人であるパワーエナジーホールディングス日本株式会社 (本社：東京都港区、以下「PEHJ」といい、PE と併せて「相手先」といいます。) との間で共同事業に関する契約 (以下「本契約」といいます。) を締結すること、並びに本契約に基づき、当社の連結子会社である忍者エナジー合同会社 (以下「忍者エナジー」といいます。) の出資持分の 50% を PEHJ に譲渡すること (以下「本持分譲渡」といいます。) を決議し、同日付で本契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本持分譲渡の譲渡価額は 20,000,000 米ドル (約 31 億円。1 米ドル=158 円で換算。以下同じ。) であり、本持分譲渡は、PEHJ から譲渡代金の全額が入金されたことを確認したうえで実行いたします。本日現在、譲渡代金の入金は完了しておらず、相手先の資金調達能力についても確認できておりません。なお、当社は、本持分譲渡後も忍者エナジーの業務執行を担い、同社を連結子会社として維持する予定であります。

【本件の要点】

- ・忍者エナジーの出資持分 50% を、譲渡価額 20,000,000 米ドル (約 31 億円) で PEHJ に譲渡する契約を締結いたしました。
- ・PEHJ を共同出資者として、忍者エナジーを通じた AI データセンター事業を共同で推進いたします。
- ・譲渡代金の全額の入金後に本持分譲渡を実行し、譲渡後も当社が業務執行を担うことで、忍者エナジーを引き続き連結子会社とする予定であります。
- ・本日現在、譲渡代金は未入金であり、相手先の資金調達能力は確認できておりません。資金の存在の確認及び必要資料の受領を経て、本持分譲渡を実行いたします。

記

1. 本持分譲渡及び共同事業の目的及び経緯

(1) 目的



当社グループは、AI データセンター事業、系統用蓄電池事業、再生可能エネルギー事業、不動産事業及びベンチャー企業等への投資事業を展開しております。これらの事業は、いずれも相応の規模の設備投資を伴うものであります。当社は、2026 年 4 月 15 日付「第三者割当による第 15 回新株予約権の発行及び第三者割当契約締結に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、安定的な収益が上がらない現状においては金融機関からの融資による資金調達が難しく、自己資金による事業展開を余儀なくされていることから、資金調達手段の多様化を課題としております。また、当社は、2026 年 5 月 18 日付「株式会社カハラとの資本業務提携契約に関する基本合意契約書の締結に関するお知らせ」においても、資金調達手段の多様化の可能性を検討していく旨をお知らせしております。

本契約は、当該課題への対応として、当社グループが忍者エナジーを通じて三重県伊賀市において進めている AI データセンターの開発及び運営の事業（以下「本件事業」といいます。）について、PEHJ に忍者エナジーの出資持分の 50%を譲渡し、PEHJ を共同出資者として本件事業を共同で推進することを定めるものであります。

本取引は、当社が保有する AI データセンター事業用地を基盤に、共同出資者を迎えて開発・運営を進めるための取り組みであります。当社は、持分の一部譲渡による資金回収の機会を確保しつつ、譲渡後も業務執行を担い、本件事業への関与を継続する予定であります。これは、保有資産の価値を事業推進に活用するとともに、設備投資を伴う事業における資金調達手段の多様化を図る当社の方針に沿うものであります。ただし、本取引による資金回収及び共同事業の開始は譲渡代金の全額の入金が前提であり、今後の事業収益や企業価値の向上を保証するものではありません。

（２）経緯

本契約の締結に至る経緯は、以下のとおりであります。

- ① 2026 年 6 月 10 日、PE の日本法人として PEHJ が設立されました。
- ② 2026 年 7 月、当社は、当社代表取締役会長兼 CEO である前田健晴の 10 年来の知人である不動産会社の代表者から、PEHJ の代表取締役である岩本佳孝氏の紹介を受けました。岩本氏は、38 年間、伊藤忠商事株式会社機械部門に勤務され、その間は米国、タイでの駐在経験をお持ちで、特にタイ現地法人の副社長を務められた際には、伊藤忠ラオス、伊藤忠カンボジアの事務所長も兼務され、東南アジアで多くのビジネス経験と人脈を形成されました。これまでスペインでの 100MW 太陽熱発電事業やベトナムでの 100MW 太陽光発電事業の開発、建設工事、ファイナンス供与など多くの実績を有しております。現在は、これまでの国際ビジネスの経験を活かし、多くの顧客への再生可能エネルギー発電を中心とした総合コンサルティングサービスを提供しておられます。
- ③ 2026 年 8 月から、当社は、岩本氏を通じて、PE の代表者である Phirachat Sukchantho 氏及び PE の資金調達を担当する Alain N.C. Strivay 氏と面談し、PEHJ を通じて当社グループの事業に資金を提供したい旨の提案を受け、以後、相手先との間で本契約の内容について協議を行ってまいりました。
- ④ 2026 年 10 月 20 日、当社は、相手先との間で後記（３）に記載する手数料（Processing Fee。以下「PF」といいます。）に関する覚書（以下「PF 覚書」といいます。）を締結いたしました。
- ⑤ 2026 年 10 月 26 日、当社は、取締役会において本契約の締結及び本持分譲渡を決議し、同日付で本契約を締結いたしました。

なお、岩本氏、Phirachat Sukchantho 氏及び Alain N.C. Strivay 氏並びにこれらの者が役員を務める会社は、当社、当社の役員及び当社がこれまでに実施した第三者割当の割当先との間に、資本関係、



人的関係及び取引関係はありません。また、本契約の締結に関して、当社が紹介者その他の第三者に報酬を支払う予定はありません。

(3) 手数料 (PF) の支払い

当社は、PF 覚書に基づき、当社が指定する企業（特別目的会社を含みます。）をして、PF100,000 米ドル（約 16 百万円）を、2026 年 10 月 31 日までに PE の指定する銀行預金口座に支払わせるものとされております。PF は、今回限りの支払いであります。本日現在、PF の支払いは行っておりません。

(4) 相手先の資金調達に関する確認

PE の資本金は 5,000,000 タイバーツ（約 23 百万円）であり、PEHJ が支払う譲渡代金は、PE から PEHJ を通じて提供される資金によるものであります。当該資金は、PE 自身の資金ではなく、PE の投資家である Alain N.C. Strivay 氏から借入れ及び出資により調達する予定であり、その調達予定時期は 2026 年 10 月 31 日である旨の説明を受けております。

当社は、譲渡代金の入金に先立ち、2026 年 11 月中に、当社代表取締役社長平岡佳明が資金提供者の取引金融機関に赴き、資金提供者及び相手先の立会いのもと、資金の存在を直接確認する予定であります。また、当社は、相手先に対し、PE の直近 3 事業年度の財務諸表、株主名簿及び資金提供者の概要を示す資料等の提出を求めています。

本日現在、当該確認は完了しておらず、PE が譲渡代金に係る資金を調達し、PEHJ を通じて当社に支払うことが可能であることを確認できたものではありません。確認の結果、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

(5) 相手先に関する調査

当社は、PE についてはタイ王国商務省事業開発局発行の登記証明書（2026 年 3 月 4 日付）及び代表者の旅券の写しを、PEHJ については履歴事項全部証明書（2026 年 9 月 24 日付）を入手し、その存在及び代表者を確認しております。また、当社において、PE、PEHJ、Phirachat Sukchantho 氏、岩本佳孝氏及び Alain N.C. Strivay 氏が反社会的勢力等とは一切関係ないことを独自に専門の調査機関（リスクプロ株式会社、東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役 小坂橋仁）に調査を依頼し、確認しております。リスクプロ株式会社からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。

PEHJ は 2026 年 6 月に設立された資本金 100,000 円の会社であり、経営実績を有しておりません。

(6) 取締役会における審議

当社取締役会は、相手先の事業規模、資金調達の不確実性、本契約の準拠法及び管轄が外国法及び外国の裁判所とされていること等のリスクを認識したうえで、本持分譲渡は譲渡代金の全額の入金を確認したうえで実行することとしており、入金が確認できないまま当社から出資持分の譲渡その他の財産の移転が生じることはないこと、また、譲渡代金の入金に先立ち、当社代表取締役社長が資金の存在を直接確認することとしていることから、本契約を締結することが妥当であると判断いたしました。なお、PF については、資金の存在の確認前に支払うものであり、資金提供が実行されない場合にも返還されないおそれがありますが、当社取締役会は、その金額及び本件事業の推進上の必要性を勘案し、これを許容することといたしました。

特に、相手先の資金調達能力が本日現在確認できていない点については、本件事業の推進には共同出

資者の確保が必要であるところ、本持分譲渡の実行は譲渡代金の全額の入金を条件としており、入金となされない場合には本持分譲渡は実行されず、当社に出資持分の譲渡その他の財産の移転が生じないこと、また、当社代表取締役社長による資金の存在の直接確認は、相手先の資金調達能力を保証するものではないものの、譲渡代金の支払いの可能性を判断するための一つの材料になると考えられることから、本契約を締結したうえで確認を進めることが、当社にとって不利益の少ない方法であると判断いたしました。

2. 本契約の内容

(1) 譲渡代金の支払い

PE は、PEHJ を通じて、2026 年 12 月 15 日までに、本持分譲渡の譲渡代金として 20,000,000 米ドル（約 31 億円）を当社に支払うものとされております。

(2) 本持分譲渡及び共同事業

前記（1）の譲渡代金の支払いにより、PEHJ は当社から忍者エナジーの出資持分の 50%を譲り受けるものとされております。当該譲渡代金が PEHJ を通じて当社に支払われた後は、当社及び PEHJ は、忍者エナジーの共同出資者として本件事業を共同で推進するものとされております。

3. 本持分譲渡の譲渡価額の算定根拠

忍者エナジーの主要な資産は、三重県伊賀市におけるデータセンター事業用地であり、当該事業用地において受電容量 41MW を予定しております。当社は、データセンター用地の現在の取引相場が受電容量 1 MW 当たり約 1.5 億円であることを踏まえ、忍者エナジーの事業価値を約 61.5 億円（41MW×約 1.5 億円）と見積り、その 50%に相当する約 30.75 億円を基準として、相手先との協議のうえ、本持分譲渡の譲渡価額を 20,000,000 米ドル（約 31 億円）に決定いたしました。なお、当該事業用地の忍者エナジーにおける帳簿価額は 156 百万円（2026 年 3 月 31 日現在）であり、上記の事業価値との差額は、当該事業用地において予定する受電容量に係る価値を見込んだものであります。また、本持分譲渡の譲渡価額の決定にあたり、第三者算定機関による算定書は取得しておりません。

4. 持分を譲渡する子会社（忍者エナジー合同会社）の概要（2026 年 10 月 26 日現在）

(1) 名称	忍者エナジー合同会社	
(2) 所在地	大阪市中央区北浜二丁目 1 番 13 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表社員 北浜キャピタルパートナーズ株式会社 職務執行者 平岡 佳明	
(4) 事業内容	データセンター事業（三重県伊賀市における事業用地の保有）	
(5) 資本金	10,000 円	
(6) 設立年月日	2024 年 5 月 23 日	
(7) 大株主及び持株比率	北浜キャピタルパートナーズ株式会社 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社が出資持分の 100%を保有しております。
	人的関係	当社代表取締役社長の平岡 佳明が、同社の代表社員である当社の職務執行者を務めております。
	取引関係	当社は、同社に対して資金の貸付けを行っております。
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。
(9) 最近 3 年間（2025 年 3 月期～2026 年 3 月期）の経営成績及び財政状態		

決算期	—	2025 年 3 月期	2026 年 3 月期
純資産	—	△2,389 千円	△7,990 千円
総資産	—	156,067 千円	156,075 千円
1 株（口）当たり純資産	—	—	—
売上高	—	—	—
営業利益	—	—	△832 千円
経常利益	—	△2,340 千円	△5,531 千円
当期純利益	—	△2,399 千円	△5,601 千円
1 株（口）当たり当期純利益	—	—	—
1 株（口）当たり配当金	—	—	—

（注）忍者エナジーは 2024 年 5 月 23 日に設立されており、2025 年 3 月期は 2024 年 5 月 23 日から 2025 年 3 月 31 日までの期間であります。

5. 相手先の概要

（1）POWER ENERGY (THAILAND) COMPANY LIMITED（2026 年 10 月 26 日現在）

(1)	名称	POWER ENERGY (THAILAND) COMPANY LIMITED	
(2)	所在地	34/11 Mu 5, Tao Bun Sub-district, Kaeng Khoi District, Saraburi Province, Thailand	
(3)	代表者の役職・氏名	Managing Director Phirachat Sukchantho	
(4)	事業内容	太陽光発電及びバイオマス発電による発電事業	
(5)	資本金	5,000,000 タイバーツ（約 23 百万円）	
(6)	設立年月日	2015 年 6 月 18 日	
(7)	大株主及び持株比率	Phirachat Sukchantho 83.5%	
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(9)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態	本日現在、PE の財務諸表を入手できていないため、記載しておりません。なお、当社は、相手先に対し、PE の直近 3 事業年度の財務諸表の提出を求めています。	

（注）1 タイバーツ＝4.6 円で換算しております。

（2）パワーエナジーホールディングス日本株式会社（持分の譲渡先）（2026 年 10 月 26 日現在）

（1） 名称	パワーエナジーホールディングス日本株式会社		
（2） 所在地	東京都港区海岸一丁目 4 番 22 号 SN ビル 9 階		
（3） 代表者の役職・氏名	代表取締役 岩本 佳孝		
（4） 事業内容	系統用蓄電池事業運営、再生可能エネルギー事業運営、AI データセンター開発運営		
（5） 資本金	100,000 円		
（6） 設立年月日	2026 年 6 月 10 日		
（7） 大株主及び持株比率	POWER ENERGY (THAILAND) COMPANY LIMITED 90% 岩本 佳孝 10%		
（8） 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	



(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態	2026年6月10日設立であり、最初の事業年度が終了していないため、記載すべき事項はありません。
----------------------	--

(注) PEHJ は、PE の日本法人であります。

6. 譲渡持分、譲渡価額及び譲渡前後の所有持分の状況

(1) 異動前の所有持分	出資持分の 100%
(2) 譲渡持分	出資持分の 50%
(3) 譲渡価額	20,000,000 米ドル (約 31 億円)
(4) 異動後の所有持分	出資持分の 50%

7. 本持分譲渡後の忍者エナジーの取扱い

本持分譲渡後、当社の忍者エナジーに対する出資持分は 50% となりますが、当社は引き続き忍者エナジーの代表社員として同社の業務執行を担うことから、忍者エナジーは引き続き当社の連結子会社となります。

8. 今後の事業推進に関する考え方

当社は、本件事業において、共同出資体制のもとで開発・運営に向けた検討を進める方針であります。受電容量 41MW は現時点の予定値であり、開発の進捗、設備投資額、収益計画及び事業開始時期について、本開示により新たに確定した事項はありません。今後、開示すべき事項が決定した場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 日程

(1) PF 覚書の締結日	2026 年 10 月 20 日
(2) 取締役会決議日	2026 年 10 月 26 日
(3) 本契約締結日	2026 年 10 月 26 日
(4) 譲渡代金の入金予定日	2026 年 12 月 15 日 (予定)
(5) 本持分譲渡の実行日	譲渡代金の全額の入金を確認した日 (予定)

10. 今後の見通し

本持分譲渡が実行された場合、2027 年 3 月期第 3 四半期において、個別決算上、関係会社株式売却益を特別利益として計上する見込みであります。その金額につきましては現在精査中であり、確定次第速やかにお知らせいたします。なお、本持分譲渡後も忍者エナジーは当社の連結子会社であるため、連結決算上は資本取引として処理され、連結損益への影響はない見込みであります。業績予想の修正が必要となる場合には速やかにお知らせいたします。

本持分譲渡は、PEHJ からの譲渡代金の入金を前提としており、入金が行われない場合には、本持分譲渡は実行されません。今後、譲渡代金の入金、当社代表取締役社長による資金の存在の確認の結果、PF の支払い等、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上